

令和4年度第1回 豊島区介護保険集団指導

保健福祉部 介護保険課

対象事業所：訪問介護

人員・運営等の基準

- ▶ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）
- ▶ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第141号）
- ▶ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（24福保高介第1882号）

介護報酬等の基準

- ▶ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
- ▶ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制
定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企
第36号)
- ▶ 厚生労働大臣が定める基準

(令和3年3月15日厚生労働省告示第73号)

実地指導の指摘傾向

- ▶ **実地指導実施数** ※令和2年度は実施せず。
令和3年度は3事業所に対し実施
- ▶ **実地指導において指摘があったもの（全3事業所中）**
 - ①居宅サービス計画に位置付けのないサービスを提供していた
 - ②サービス提供の記録に利用者の心身の状況の記録がなかった
 - ③訪問介護計画の作成にあたり、目標の達成度や利用者の満足度等の評価をしていなかった
 - ④訪問介護計画に基づいたサービス提供をしていなかった
 - ⑤アセスメントの記録と訪問介護計画の内容に相違があった

実地指導の指摘傾向

- ⑥訪問介護計画の記載で所要時間が明確になっていなかった
- ⑦居宅サービス計画の内容と訪問介護計画の内容に相違があった
- ⑧実施状況の把握の記録と訪問介護計画の内容が相違していた
- ⑨退職後における利用者または家族の情報に関する秘密保持の措置が不十分だった
- ⑩個人情報使用同意を利用者家族から取り忘れていた

訪問介護事業の実施において、次ページ以降の取扱いに注意し、適切な事業運営をしてください。

サービスの提供を行うにあたり①

- ▶ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
- ▶ 訪問介護計画に基づくサービスの提供

両方満たす必要が
あります。

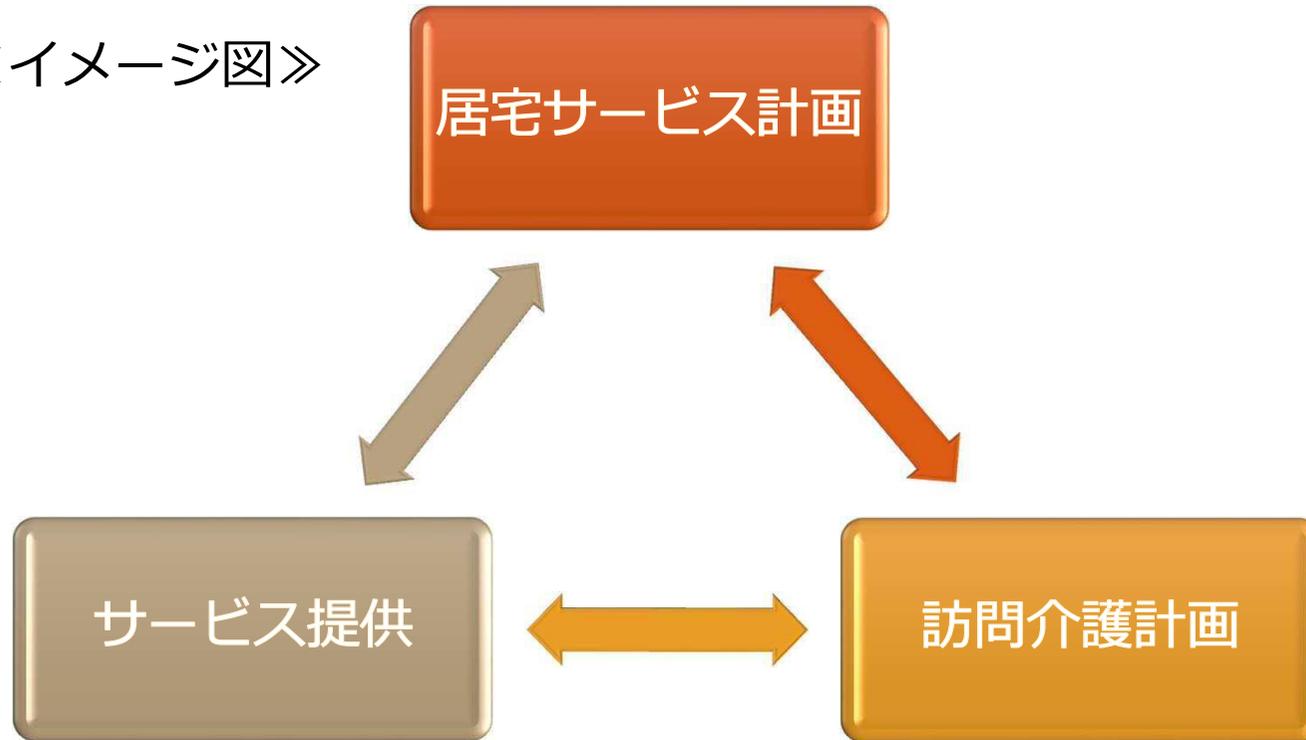
(悪い例)

- ・ 居宅サービス計画（訪問介護計画）に位置付けられているサービスの提供がない
- ・ 居宅サービス計画（訪問介護計画）に位置付けられていないサービスの提供がある
- ・ 居宅サービス計画（訪問介護計画）と異なる曜日にサービスを提供している 等

居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた内容と一致するよう、サービスの提供を行ってください。

サービスの提供を行うにあたり②

《イメージ図》



居宅サービス計画、訪問介護計画、実際に行うサービス提供のすべてに整合性をもたせる必要があります。

サービス提供の記録①

▶ 提供したサービスの具体的な内容等の記録

サービスを提供した際には以下の内容について記録し、利用者の契約終了の日から2年間保存する必要があります。

1. サービスの提供日
2. 提供した具体的なサービスの内容
3. 利用者の心身の状況
4. その他必要な事項

訪問介護員によって記録の内容に差異が出ないように、事業所として対応を検討してください。

訪問介護計画の作成

訪問介護計画の作成にあたっては、アセスメントを行い、その結果に基づく必要があります。

▶ アセスメントとは

利用者の心身の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。

訪問介護計画の作成に**先立って**行う必要があります。

適切な時期にアセスメントを実施したうえで、訪問介護計画を作成するようにしてください。

訪問介護計画で位置付けるサービスの必要性が明らかになるよう、アセスメントの結果を記録してください。

訪問介護計画の作成②

▶ 居宅サービス計画との整合性

訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成する必要があります。

- 居宅サービス計画に位置付けられているサービスが、訪問介護計画に位置付けられていない
- 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスが、訪問介護計画には位置付けられている

指摘の可能性あり

訪問介護計画の説明及び同意

▶ 訪問介護計画の説明

訪問介護計画の作成にあたり、サービス提供責任者は訪問介護計画の目標や内容について、利用者又はその家族に説明するとともに、その実施状況や評価についても説明する必要があります。

▶ 訪問介護計画への同意

利用者本人の同意を得る必要があります。

訪問介護計画の実施状況や評価についても、必ず説明するようにしてください。

その他

▶ 訪問介護計画の実施状況の把握

訪問介護計画の作成後、サービス提供責任者は訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問介護計画の変更を行う必要があります。

▶ 居宅介護支援事業所との連携

居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、訪問介護計画を提供することに協力するよう努めてください。

※強制するものではありません。

令和3年度改正の主なポイント

▶感染症・災害への対策強化（令和5年度まで経過措置あり）

- 感染症対策の強化（委員会の開催、訓練の実施等）
- 業務継続に向けた取組の強化

▶介護人材の確保・介護現場の革新

- ハラスメント対策の強化（中小企業は、令和4年4月1日から義務化）
- 諸記録の保存・交付等の電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化。

※対面・文書による方式を拒むものではありません。

▶その他

- 高齢者虐待防止の推進（令和5年度まで経過措置あり）

おわりに

▶ 令和4年度の実地指導

9月より実施を予定しております。

対象事業所には1か月前までに実施通知を発送します。

- ▶ 介護保険課（事業者指導・監査グループ）
- ▶ TEL：03-3981-1474 FAX：03-3981-6208
- ▶ Email：A0029026@city.toshima.lg.jp